

香芝市訓令甲第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程及び香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市事務決裁規程及び香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令
(香芝市事務決裁規程の一部改正)

第1条 香芝市事務決裁規程(平成5年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第15号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 回議 決裁又は承認を受けるため、文書をその権限のある者に回付することをいう。

(5) 合議 決裁を要する事務が他の部課等に関係がある場合において、当該関係部課等に回議することをいう。

第39条の見出しを「(決裁順序等)」に改め、同条中「決裁を受けるべき」を「当該」に、「上司の決裁」を「上司の回議」に、「市長」を「決裁責任者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 緊急及び機密に属するもの又は詳細な説明を要するもの(これらのうち香芝市文書取扱規程(平成3年訓令甲第3号)第10条の2第1項第1号に規定する電子決裁システムにより処理するものを除く。)は、起案者又はその上席の職員が持ち回って決裁を受けなければならない。

第39条の2中「前条」を「前項に定めるもののほか、前条第1項」に改め、「、別に定めるものを除くほか」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条第1項の規定による事務を処理する場合において、他の部課等に関係がある事案は、当該関係部課等に合議しなければならない。この場合において、合議は、必要最小限のものでなければならない。

第39条の2に次の4項を加える。

3 合議の順序は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 課長の専決によるもの 主管課長の決裁後、関係部課に合議する。

(2) 同一部内で合議する場合で、部長に回議するもの 主管課長に回議後、

関係課に合議し、主管部長に回議する。

(3) 他の部に合議する場合で、部長に回議するもの 主管部長に回議後（部長の専決によるものにあつては、主管部長の決裁後）、他の部に合議する。

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの 前3号の規定の例により、合議する。

4 合議を受けた関係部課等は、合議事項について意見を異にするときは、主管課等と協議して修正することができる。

5 合議した文書について、決裁の結果が起案の趣旨と異なつたとき、又は廃案となつたときは、その旨を合議先に連絡しなければならない。

6 事案が複雑で緊急を要し、かつ、合議する部課等が多い場合には、前各項の規定にかかわらず、関係部課等の長の同時合議を要請し、会議をもつて合議することができる。

(香芝市文書取扱規程の一部改正)

第2条 香芝市文書取扱規程（平成3年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「文書の起案及び回議」を「文書の起案等」に、「第17条」を「第14条」に、「第18条—第26条」を「第15条—第23条」に、「第27条—第34条」を「第24条—第31条」に、「第35条—第37条」を「第32条—第34条」に改める。

第1条中「文書（別に定めるものを除く。）の取扱」を「別に定めがあるもののほか、文書の取扱い」に改める。

第5条第2項中「、総務課に備えるものとする。また」を「総務課に」に、「各課ごと」を「各課」に改める。

第6条第1項中「到着した文書」の次に「（電子文書（電子メールにより受信した文書を含む。以下同じ。）を除く。第8条から第10条までにおいて同じ。）」を加える。

第10条の2を次のように改める。

(電子文書の取扱い)

第10条の2 電子文書を収受した場合にあつては、主管課において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理しなければならない。

(1) 電子決裁システム（電子情報処理組織を利用して電子文書の回議及び合議を行う機能を有するシステムをいう。以下同じ。）により処理するとき 第7条の規定を準用し、これを処理する。ただし、同条第1項の規定による課受付印の押印を省略することができる。

(2) 電子決裁システムにより処理しないとき 速やかに用紙に出力の上、第7条の規定を準用し、これを処理する。

2 主管課以外の課が電子文書を収受した場合にあっては、直ちに主管課へ転送しなければならない。

「第3章 文書の起案及び回議」を「第3章 文書の起案等」に改める。

第11条第1項中「すべて」を削り、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 案の本文には、努めて立案の根拠となる関係法規を記載すること。

第11条第3項を次のように改める。

3 起案書には、必要に応じて、立案の根拠となった文書、事件の経過が分かる書類その他の関係書類を添付しなければならない。

第12条ただし書中「に満たない」を「以下の」に改め、「庁内文書」の次に「(これらのうち電子決裁システムにより処理するものを除く。)」を加える。

第13条及び第14条を削る。

第15条中「、副市長」を「又は副市長」に改め、同条を第13条とする。

第16条を削る。

第17条第1項中「前条の規定により」を「香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）第2条第1号に規定する決裁責任者（以下「決裁責任者」という。）の」に、「を記入（決裁文書のうち電子決裁（市長又は香芝市事務決裁規程第2条第2号に規定する専決若しくは同条第3号に規定する代決を行うことができる者が、その権限に属する事務について、その意思を決定する際に、情報システム上の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により決裁することをいう。以下同じ。）によるもの）にあっては、記録し」を「（決裁責任者の決裁後に合議を必要とするもの）にあっては、当該合議が完了した年月日）を記録（決裁文書のうち電子決裁システムによらないもの）にあっては、記入し」に改め、同条第2項本文中「決裁文書」の次に「（電子決裁システムによるものを除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同条を第14条とする。

第4章中第18条を第15条とする。

第19条第2項中「達、指令等の」を「次条第1項第2号から第4号までに掲げる」に、「、文書」を「文書」に改め、「第11号様式）」の次に「に、同項第5号に掲げる文書については文書収発件名簿」を加え、同条を第16条とする。

第20条を第17条とし、第21条を第18条とし、第22条を第19条

とする。

第23条の見出し中「あて名」を「宛名」に改め、同条第2項中「あて先名」を「宛名」に改め、同条を第20条とする。

第24条の見出し中「及び契印」を削り、同条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同条第3項第1号中「を保管する者」を「の保管責任者（香芝市公印規則（平成3年規則第10号）第2条に規定する保管責任者をいう。以下同じ。）又はあらかじめ保管責任者が指定する職員」に改め、同項第2号中「（平成3年規則第10号）」を削り、「主管課長」の次に「又はあらかじめ主管課長が指定する職員」を加え、同項第3号中「公印を保管する者又は主管課長」を「前2号の規定による照合を行った者」に改め、「前2号の規定による」を削り、「決裁文書の所定欄に照合印を押印し」を「決裁文書に当該照合を行った年月日を記録（決裁文書のうち電子決裁システムによらないものにあつては、照合印を押印）し」に改め、同号ただし書を削り、同条第4項中「を保管する者」を「の保管責任者」に改め、同条第6項を削り、同条を第21条とする。

第25条を第22条とする。

第26条第1項中「原則として、郵送とする」を「郵送その他適切な方法により行わなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「発送年月日を記入」を「発送方法及び発送年月日を記録（決裁文書のうち電子決裁システムによらないものにあつては、記入）」に改め、同項ただし書中「決裁文書のうち電子決裁によるものについては、発送年月日の記入」を「技術的な理由により発送方法及び発送年月日を記録することが困難な場合は、それらの記録」に改め、同条を第23条とする。

第5章中第27条を第24条とし、第28条から第31条までを3条ずつ繰り上げる。

第32条第2項中「抜取り、取替え」を「抜き取り、取り替え」に改め、同条を第29条とする。

第33条を第30条とする。

第34条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第31条とする。

第35条中「持出し」を「持ち出し」に改め、第6章中同条を第32条とする。

第36条中「表示あるもの」を「の表示があるものに限る。」に改め、同条を第33条とする。

第37条を第34条とする。

第1号様式中「第36条」を「第33条」に改める。

第4号様式中「第7条」の次に「、第16条」を加える。

第6号様式中「第36条」を「第10条の2、第33条」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第11条、第12条関係）

起案		公印照合欄	発送方法	起案者 内線（ ） 職 氏名
決裁				
施行				
決裁区分	議決事項	文書番号		保存期間
合議				
標題			<input type="checkbox"/> 伺	<input type="checkbox"/> 報告
			<input type="checkbox"/> 供覧	<input type="checkbox"/>

第8号様式及び第9号様式中「第17条」を「第14条」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「第19条」を「第16条」に改める。

第12号様式中「第26条」を「第23条」に改める。

第13号様式中「第30条」を「第27条」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。